

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

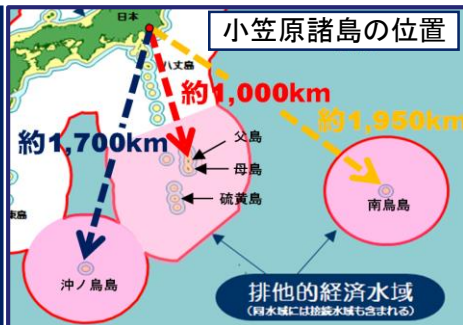
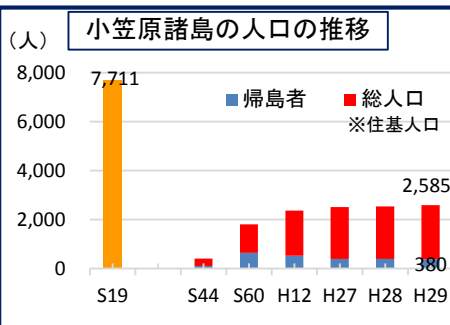
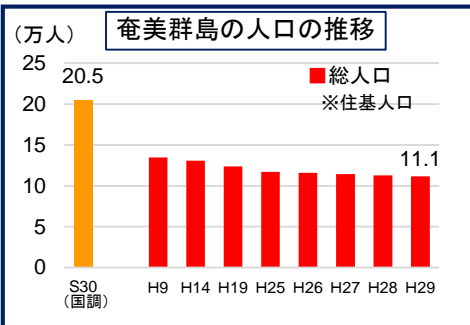
〈平成31年3月30日法律第8号〉

背景・必要性

◆奄美群島及び小笠原諸島は、以下の特殊事情が存在。

- ①米軍軍政下からの復帰(奄美は昭和28年・小笠原は昭和43年)という歴史的特殊性
※小笠原は、昭和19年に強制疎開が行われ、復帰後に本格的な帰島開始
- ②本土から遠く離れているという地理的特殊性
※小笠原は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保
- ③亜熱帯性気候による病虫害の存在や台風の常襲地という自然的特殊性

◆復帰後にそれぞれ特別措置法(奄美は昭和29年、小笠原は昭和44年)を設けて各種の支援策を講じてきており、社会資本の整備が着実に進むなど一定の成果は見られているものの、依然として経済面・生活面で本土との格差が存在。



◆特殊事情による不利性で生じている、本土との格差の縮小と諸課題の解決に向けて、引き続き国が支援し、自立的発展及び定住の促進を図る必要。

法案の概要

◆奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日から5年間延長し、以下を継続して実施。

- ①自治体が行う振興開発計画に基づく事業への支援
 - ハード事業に対する補助率かさ上げ【奄美法・小笠原法】
(例)港湾の外郭施設の改良 9/10 (内地 4/10)
 - ソフト事業に対する交付金の交付【奄美法】
※平成26年の前回改正により創設
(例)航路・航空路運賃の低減
農林水産物の輸送コストの低廉化
 - ソフト事業に対する補助金の交付【小笠原法】
(例)診療所運営
病虫害等防除対策
- ②(独)奄美群島振興開発基金の存置と同基金による債務保証・融資【奄美法】
- ③その他の措置
 - 自然環境の保全及び再生等についての配慮【奄美法・小笠原法】
 - 旧島民の帰島の促進【小笠原法】



奄美空港ターミナルビル



小笠原村診療所

【目標・効果】

奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展及び定住の促進

(KPI) 奄美群島の総人口: 2017年度 111,469人 → 2023年度 103,558人 ※人口減少率を鹿児島県並に抑えると仮定
小笠原諸島の総人口: 将来的に3,000人(2017年度 2,585人)